## (特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届出書提出書類一覧 (令和4年7月8日高知県改定)

名称	備考	確認
産業廃棄物処理業変更(廃止)届出書	・変更があった日から10日以内に届出してください	
普通産廃(様式第11号)	・許可証に基づき、許可年月日及び許可番号を記載	
特管産廃(様式第17号)	・変更内容を新旧の欄に記載し、廃止又は変更の理由を記載	

## 【変更内容】

1 規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除いた次のもの

_1 規則第10条の10第1項第2号に掲ける事項を除いた次のもの				
変更内容	添付書類	注意事項	確認	
住所 -	【個人】住民票の写し(コピー不可)	本籍の記載があり、個人番号(マイナンパー)の記載がないもの		
	【法人】履歴事項全部証明書			
	【個人】住民票の写し(コピー不可)	本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの		
氏名又は名称	【法人】履歴事項全部証明書及び	定款で確認できない場合、議事録等を添付		
	定款又は寄付行為			
事務所及び事業	変更後の事務所及び事業場の周辺見取			
場の所在地	図(住宅地図等)			
	①施設設置場所の平面図	事務所、保管場所、施設の配置を明示		
事業の用に供す		・施設に関するメーカー等のカタログ、図面		
る施設並びにそ	  ②施設の構造を明らかにする平面図・	等があれば添付		
の設置場所及び	立面図・断面図・構造図・設計計算書	・申請地公図上に施設平面図を落とすこと		
構造又は規模		(敷地境界を明示すること。寸法(縮尺)を		
		入れること)		
・施設:①~⑥	③施設付近の見取図	周囲300m(500m)の住居者等が明確なもの		
・設置場所:①,	■ ④施設の所有権を有する書類	申請者が所有者(使用者)と異なる場合は、		
(2, 4, 5, 6)		使用権原を有することを証する書類を添付		
・構造:②,④	⑤施設を設置する土地の登記事項証明	申請者が所有者(使用者)と異なる場合は、		
・規模:②,④	書 	使用権原を有することを証する書類を添付		
	⑥施設を設置する土地の公図の写し	隣接地の地番等が確認できるもの		
保管場所に関す	①保管場所の平面図	事務所、保管場所、施設の配置を明示		
る変更	②保管の状況を明らかにする図面	 保管上限の計算を図面に記載するか別途添付		
・所在地:①~④				
<ul><li>面積:①,②</li></ul>	③保管場所の土地の登記事項証明書	申請者が所有者(使用者)と異なる場合は、		
・種類:不要		使用権原を有することを証する書類を添付	ļ	
・上限・高さ:②	④保管場所の土地の公図の写し	隣接地の地番等が確認できるもの		

## 2 規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項

2				
変更内容	添付書類	注意事項	確認	
役員、株主、相 談役及び顧問等	役員等新旧対照表	株主(出資者)の場合、変更内容に保有株数 又は出資金額を記載し、議事録等を添付		
	履歴事項全部証明書	定款又は寄付行為の内容に変更があった場合 は、定款又は寄付行為を添付		
	住民票の写し (コピー不可)	・役員等を追加する場合に添付 ・本籍の記載があり、個人番号(マイナンパー)の記載がないもの		
	成年被後見人・被保佐人に該当しない 旨の登記事項証明書など、精神の機能 の障害により当該業務を適切に行うに 当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者に該 当しないかどうかを審査するために必 要と認められる書類	役員等を追加する場合に添付		
	誓約書(様式7)	役員等を追加する場合に添付		

- ※提出部数 3部 (原本1部、副本2部 (内1部は申請者控え))
- ※届出期限に提出できなかった場合は、顛末書等の提出が必要となります。
- ※変更届出書及び誓約書等には、届出年月日を記入してください。 (記入がないと受付け不可。)
- ※施設の変更については、変更許可が必要な場合がありますので、必ず事前にご相談ください。